光小だより

１１月号
R８．１０．３０

いじめは仕方ない？の５％を減らすために

校長　三谷　将史

相模原市では、１１月をいじめ防止強化月間と位置づけ、家庭、学校、地域、行政が一体となって、いじめ防止の取組を進めることとしています。
相模原市の調査では、令和６年度の市内小学校でのいじめ認知件数は前年度より２４７件減少したものの１，４６０件が報告されており、いじめの根絶には至っていません。

家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むにも関わらず、なぜいじめはなくならないのでしょうか。

いじめとは、「互いに児童生徒であり、一定の人間関係がある中で、心理的または物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。つまり、自分にいじめるつもりがなくても、その言葉や行動で相手が傷つき、苦しみを感じさせてしまうこともいじめとなるのです。

本校の今年度の全国学力・学習状況調査では、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の問いに対し、肯定的回答（当てはまる・どちらかと言うと当てはまる）をした割合は９５％と全国平均の９６．２％と比較し少し低い値となっていました。「相手に理由があるから仕方ない」「相手にだって悪いところがある」など、そんな気持ちが児童の中にあるのかもしれません。
一方、「人が困っているときは進んで助けていますか」の問いでは、「当てはまる」と回答した割合は、全国平均の４７．３％より５％以上高い５２．５％と、本校児童の優しさや正義感が表れる結果となっていました。

いじめをなくすには、周りの人の助けやいじめを認めない雰囲気づくりが不可欠です。そして、自分と周りの人との違いを受け入れること、自分の気持ちを言葉で補って伝え合うこと、一人で悩まずに周りの大人に相談することが大切です。

いじめ防止対策推進法には次のような条文があります。（同法より一部抜粋して記載）
・児童はいじめを行ってはならない。
・保護者は、児童がいじめを行うことのないよう、指導を行うよう務めるものとする。
・学校は全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

いじめを仕方ないとは捉えず、絶対に行ってはならないものという指導をご家庭でもお願いいたします。
１１月には、ふれあい運動会という大きな体験活動があります。この活動が児童の交流やふれあいの場となり、いじめ防止にもつなげていけるよう、そして、いじめを絶対に許さない学校になるよう全力で取り組んでまいります。

★おしらせ・お願い、１１月の予定は裏面（２ページ目にあります。）

光小だより

１１月号
R８.１０.３０



おしらせ・お願い

○７日　第５８回ふれあい運動会
　詳細は、配付されているお便りやしおり、スクリレなどをご確認ください。天候による延期の場合は、スクリレで連絡をします。

○GPS機能のついた機器の使用について
・使用する場合は、ランドセルの中など、見えないところにしまってください。
・録音機能のあるものについては、児童の自由な発言の妨げになりますので、ご遠慮ください。
・破損、紛失等につきましては、責任を負いかねます。

○１１月から３月まで授業時間数が変わります
【１２日から】　　３年生　木曜日　６校時→５校時
【１３日から】　１・２年生　金曜日　５校時→４校時
　　４・５・６年生　金曜日　６校時→５校時
※下校時刻も変わりますので、お気をつけください。

○着任のお知らせ（１０月２７日より）
　齋藤　陽一（さいとう　よういち）先生
１年生と４年生、ひかり級を中心に授業に入ります。
よろしくお願いします。

近隣店舗への迷惑行為　行事の際の駐車は絶対におやめください。

　昨年度の運動会では、近隣店舗への駐車についてプログラムの途中に何度もアナウンスをしなければならない大変残念な出来事がありました。
　会場にいらっしゃった方はご存知かもしれませんが、このときは放送係の児童が練習してきたアナウンスを止めなければならない事態となりました。
　また、こうした迷惑行為による影響は行事の中断だけにとどまりません。
　本校では、地域の特色を学ぶため、近隣店舗の営業中に児童が訪問し、お店の方からのお話を聞いたり、店内を見学したりする学習を行っています。地域で生きていく子どもたちにとって、教室だけでは学ぶことのできない貴重な学習です。
　これまで、お店のご行為で行うことができていたこうした活動も、継続が難しくなるなど、迷惑行為により学校の教育活動に大きな影響が生じています。
　お店にとってはもちろんのこと、子どもたちにとっても、大変迷惑な状況です。

　重ね重ねのお願いになりますが、近隣店舗への迷惑行為である行事の際の駐車は絶対におやめください。

日	曜	１１月の予定　いじめ防止強化月間
1	日	
2	月	体育朝会(運動会全校練習②)　各組応援練習② 教育相談日
3	火	**文化の日**
4	水	A4特別日課　下校１：２０　ぴかぴかタイム
5	木	ロング昼休み（各組応援練習②）　教育相談日
6	金	応援練習タイム　前日準備５・６年生　６校時下校 ※1～４年生はA4特別日課　下校１：２０
7	土	**第５８回ふれあい運動会**
8	日	
9	月	**運動会代休**
10	火	安全タイム　読み聞かせ　あおば座読み聞かせ教育相談日
11	水	ぴかぴかタイム　◎3年消防署見学
12	木	ロング昼休み（ヒカリンピック①）　◎２年校外学習（学区内お店）※３年B５日課開始　教育相談日
13	金	ウォーキングタイム　◎ひかり級校外学習（市内）　昼清掃 ※１・２年A４日課開始、４・５・６年A５日課開始
14	土	
15	日	
16	月	おひさまタイム　◎支援級ブロック交流会
17	火	教育相談日
18	水	話し合いタイム　◎３年生ファイヤースクール　クラブ⑤
19	木	ロング昼休み（ヒカリンピック②）　教育相談日
20	金	◎児童集会（環境委員）　昼清掃 １年校外学習（道保川公園：給食あり）
21	土	
22	日	
23	月	**勤労感謝の日**
24	火	音楽集会(１１月の歌・１年発表) あおば座読み聞かせ（昼）　教育相談日
25	水	ぴかぴかタイム（おちば拾い）　書き初め練習（３・６年） 委員会④
26	木	ロング（代表委員会④）　書き初め練習（４・５年） 教育相談日
27	金	ウォーキングタイム　昼掃除 令和９年度入学予定児童就学時健康診断13:30～
28	土	
29	日	
30	月	おひさまタイム

１１月の目標
＊生活目標：落ち着いて生活しよう
＊保健目標：かぜを予防しよう
＊給食目標：よくかんで食べよう